

### 第3回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和8年1月9日  
場所 行政棟 庁議室

#### 委員の出欠状況

1番	近藤 修	出	2番	石原 昭彦	出	3番	中村 進也	出
4番	伊藤 恵子	出	5番	瀬木 光	出	6番	二之湯和彦	出
7番	小寺 俊行	出	8番	小林 政則	出	9番	美濃部孝司	出
10番	中西 康弘	出	11番	岡田 康平	出	12番	片岡 節男	出
13番	伊藤 清徳	出	14番	服部 清徳	出	15番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9時00分  
閉 会 時 刻 午前 9時50分

1 開会の辞 事務局長	只今から第3回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長(瀬木 光)	皆様新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。 いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
3 開会の宣言 議長(瀬木 光)	只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第3回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、7番議席小寺俊行委員と、9番議席美濃部孝司委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
(日程第2) 議長	それでは、日程第2 報告第4号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処

	<p>分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は1件、1筆、面積1,021㎡であることを報告します。</p> <p>議長 報告第4号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>議長 質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 それでは日程第3 議案第7号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 議案第7号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について</p> <p>次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p>
--	--

	<p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>中間管理機構分が、12筆、総面積14,027.00㎡であることを報告します。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第7号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>多数挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>(日程第4)</p>	<p>議長 続きます。議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第4 議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、5件、6筆、面積2,441.00㎡です。</p> <p>&lt;57番案件&gt;の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽南の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、148㎡を贈与により譲り受け</p>

	<p>る申請です。</p> <p>&lt;58 番案件&gt;の申請地は、藤原町篠立地内の畑です。 譲受人である藤原町篠立の [ ] が、藤原町篠立の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、271 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;59 番案件&gt;の申請地は、藤原町本郷地内の登記地目田、現況地目畑です。 譲受人である津市の [ ] が桑名市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、666 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。 譲受人は遠方に居住していますが、隣接家屋に転入予定です。</p> <p>&lt;60 番案件&gt;の申請地は、藤原町古田地内の畑です。 譲受人である藤原町古田の [ ] が神奈川県相模原市の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,123 m<sup>2</sup> を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;61 番案件&gt;の申請地は、北勢町南中津原地内の畑です。 譲受人である大安町梅戸の [ ] が桑名市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、233 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上所有権 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決を行いたいと思います。 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第 5) 議長 続きます、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案</p>
--	---

<p>事務局</p>	<p>第11号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第9号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は、10件、36筆で12,567.00㎡です。</p> <p>&lt;59番案件&gt;の申請地は大安町丹生川中地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、桑名市の■■■■が東京都小平市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、471.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土・盛土なしです。東側西側は既設コンクリート擁壁を利用し、北側はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は雨水桝で集水し南側の側溝へ放流します。</p> <p>&lt;60番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁町東一色の■■■■が員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、196.00㎡を隣接宅地153.30㎡と併せて349.30㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は切土最大約10cm、盛土はなしです。周囲はコンクリートブロックまたは擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は側溝へ放流します。</p> <p>&lt;61番案件&gt;の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、愛知県海部郡蟹江町の■■■■が愛知県名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、459.00㎡を</p>
------------	--

個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び雨水枡を設置し西側の側溝へ放流します。

<62 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都港区の [ ] が北勢町其原の [ ] が所有する議案書に記載の 9 筆、1,457.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<63 番案件>の申請地は、藤原町川合地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [ ] が藤原町川合の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,463.00 m<sup>2</sup>を隣接山林 2,229 m<sup>2</sup>と併せて 3,692 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<64 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、藤原町東禅寺の [ ] が愛知県瀬戸市の [ ] が所有する議案書に記載の 2 筆、304.00 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流します。

<65 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の [ ] が三重郡菟野町の [ ] が所有する議案書に記載の 8 筆、1,292.00 m<sup>2</sup>を隣接山林 280.00 m<sup>2</sup>と併せて

1,572.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<66 番案件>の申請地は、藤原町川合地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の [ ] が藤原町川合の [ ] が所有する議案書に記載の 4 筆、467.00 m<sup>2</sup>を隣接山林 1,017.00 m<sup>2</sup>と併せて 1,484.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<67 番案件>の申請地は、藤原町川合地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、広島市の [ ] が藤原町川合の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、301.00 m<sup>2</sup>を隣接山林 1,119.00 m<sup>2</sup>と併せて 1,420.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<68 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、愛知県碧南市の [ ] が員弁町大泉新田の [ ] が所有する議案書に記載の 8 筆、6,157.00 m<sup>2</sup>を隣接山林 2,218.10 m<sup>2</sup>と併せて 8,375.10 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は切土最大約 1.3m、盛土最大約 0.9m です。周囲には高さ 1.8m のフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び素掘り水路にて集水し既設水路へ放流します。

なお、この案件は 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

続きまして、日程第 6 議案第 10 号

農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認につ

いて（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員長  
瀬木 光

今回の5条貸借権の申請は、1件、3筆、面積634.00㎡です。

<12番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の登記地目田、現況地目雑種地及び畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町阿下喜の[ ]が桑名市の[ ]が所有する議案書に記載の3筆、634.00㎡を隣接宅地111.17㎡と併せて745.17㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

以前から雑種地として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。北側はコンクリートブロックを設置、東側は小堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。周囲には高さ2～3mの囲いを設置し、粉塵等の飛散を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第7 議案第11号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員長  
瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、2件、3筆、面積731.00㎡です。

<11番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町阿下喜の[ ]が北勢町阿下喜の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、403.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土最大約70cm、切土なしです。既設のコンクリー

	<p>ト擁壁及び側溝を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透及び既設の側溝へ放流します。</p> <p>&lt;13番案件&gt;の申請地は、員弁町西方地内の田です。農地区分は、1種及び3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁町西方の■■■■が員弁町西方の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、328.00㎡を農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。境界にはブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転10件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件の計13件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきまして、1月5日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第9号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」10件、議案第10号「農地法第5条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第11号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第9号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	
現地調査委員	
議長	

	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第10号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第11号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第8)	<p>議長 続きまして、議案第12号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第8 議案第12号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和8年1月9日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は4件、13筆、1,363.00㎡です。 ＜54番案件＞の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町篠立の■■■■で、平成6年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜55番案件＞申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町篠立の■■■■で、平成6年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜56番案件＞申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、田です。</p>

		<p>願出者は桑名市の [ ] で、昭和 50 年から宅地に転用し現在に至っております。</p> <p>&lt;57 番案件&gt; 申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町篠立の [ ] で、昭和 50 年から車庫に転用し現在に至っております。</p> <p>以上 4 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく願います。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 12 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
5 その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	議長	<p>次回の現地調査ですが、2 月 3 日午前 9 時から実施いたします。</p> <p>4 番議席伊藤恵子委員と 6 番議席二之湯和彦委員は出席をお願いします。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>それでは、これもちまして第 3 回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
		【午前 9 時 50 分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
議長 瀬木 光

議事録署名者

---

議事録署名者

---